

「新温泉町文化財保存管理地域計画策定支援業務」公募型プロポーザル 質問回答

質問内容	回答内容
<p>○参加申込時の提出書類について</p> <p>プロポーザル実施要領の「6 参加申込書の提出」の(1)(2)に記載されている「最新の納税証明書」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・都道府県税 ・市町村税 <p>のいずれの納税証明書でしょうか。</p> <p>また、原本又は写しのいずれを提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>参加申込時に提出していただきます「最新の納税証明書」は、国税・都道府県税・市町村税の3種類すべての証明書の写しをお願いします。</p>
<p>○協議会の委員数について</p> <p>協議会の委員は何名程度を予定されておられますか。</p>	<p>協議会の委員は、20名程度を予定しています。</p> <p>詳細は別紙「新温泉町文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱」をご参照ください。</p>
<p>○企画提案書について</p> <p>企画提案書では、文化財データベースについて、入力様式やリストの作成方法、管理方法、活用方法などを提案することとなっていますが、これは、こちらの提案内容に沿って成果品の文化財データベースを作成するということでのよろしいでしょうか。</p> <p>また庁内のPCで動作することや、特定のソフトウェアを使用すること、といった文化財データベースの作成における条件や希望がありましたらご教示願います。</p>	<p>企画提案書段階での文化財データベース業務内容については、提案者の提案内容に沿った成果品の文化財データベースを作成する提案をお願いします。</p> <p>文化財のデータベース化については、庁舎内のPCで動作すること、文化財のデータベース化後、広域的な文化財データの活用を図る必要がありますので、国や兵庫県などとの互換性を考慮してください。</p> <p>具体的な文化財のデータベース化については、協議会の中で決定することになります。</p>
<p>○業務内容について</p> <p>協議会の運営支援がありますが、新型コロナウイルスの感染拡大等により、オンライン会議を活用して実施する可能性はありますか。</p> <p>また、その場合に必要な対応がありましたらご教示願います。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、リモートで協議会を開催する可能性もあります。</p> <p>その場合の環境設定等は、新温泉町で行います。</p>

別 紙

新温泉町文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の3の規定による文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下、「文化財保存活用地域計画」という。）の作成等に資するため、同法第183条の9の規定に基づき、新温泉町文化財保存活用地域計画策定協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 文化財保存活用地域計画の策定に関すること。
- (2) その他文化財保存活用地域計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 町職員
- (2) 兵庫県職員
- (3) 文化財保存活用支援団体
- (4) 文化財の所有者
- (5) 商工関係団体
- (6) 観光関係団体
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、文化財保存活用地域計画が策定されるまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の事務は、生涯教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。